

卒業に関する取扱い

(専門学校大原自動車工科大学校)

本校は、各課程・学科の修業年限に在籍し下記に定める授業時間数以上を履修し、かつ、その該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

(卒業に必要な授業時間数)

1級自動車整備研究科は3,735.0時間

2級自動車整備科は1,895.4時間

板金・塗装学科は916.2時間

(称号の授与)

卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める所定の学科(1年制コースを除く)を修了した者は、「専門士」の称号を授与する。また、4年制の課程を修了した者は、「高度専門士」の称号を授与する。

(追試験等)

各課程・学科に定められた授業科目や検定試験等で一定の基準を満たしていない者は追試験等を合格しなければ卒業できない。